

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課

水産課

法令名	公有水面埋立法			法令番号	大正10年法律第57号		
手続名	公有水面埋立の免許			根拠条項	第2条第1項		
審査基準	1. 公有水面埋立法第4条、公有水面埋立法施行令（大正11年勅令第194号）第3条及び第7条、公有水面埋立法施行規則（昭和49年運輸省令第1号、建設省令第1号）第5条及び第6条による。						
	2. 「公有水面の埋立ての適正化について」（昭和40年9月1日港管第2021号、建設省河発第341号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1及び2による。						
	3. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1580号、建設省河政発第57号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1（3）から（5）及び記の3による。						
	4. 「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日港管第1581号、建設省河政発第58号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1から4による。						
	5. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」（昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第43号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達）の記の1から3による。						
	6. 「公有水面埋立法施行令の一部改正について」（昭和61年7月18日港管第2052号、建設省河政発第44号、運輸省港湾局管理課長及び建設省河川局水政課長通達）の記の1から3による。						
受付 機関	水産課 （農林事務所）	処理 機関	水産課	交付 機関	水産課 （農林事務所）	標準処理期間 180日	目次
						標準経由期間 100日	No.